

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

国会

法律番号：58/2014/QH13 号

ベトナム社会主義共和国
独立 - 自由 - 幸福

ハノイ、2014年11月20日

社会保険法

ベトナム社会主義共和国の憲法に基づき、
国会は、社会保険法を公布する。

第1章 総則

第1条 適用範囲

本法は、社会保険の制度・政策、労働者、雇用主、社会保険に関係する機関・組織・個人、労働者集団代表組織、雇用主代表組織、社会保険機関の権利・責任、社会保険基金、社会保険の申請手続および国家管理に関して定める。

第2条 適用対象

1. 強制加入社会保険の加入対象であるベトナム人労働者は、次の通り。

a) 無期限労働契約・有期限労働契約・3ヶ月以上12ヶ月未満の季節的な業務または特定業務に関する労働契約（雇用主と15歳未満労働者の法律上の代表者との間で労働法に従って締結される労働契約を含む）に基づいて雇用される労働者。

b) 1ヶ月以上3ヶ月未満の期間の定めのある労働契約に基づいて雇用される労働者

c) 公務員、職員

d) 防衛工員、公安工員、暗号組織（情報管理組織）に従事する者

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

- d) 人民軍事専従の士官・軍人、人民公安専従の士官・下士官及び技術専門の士官・下士官、軍人と同じく給与を受ける情報管理に関わる業務に従事する者
- e) 人民軍事および人民公安の分野で有期限で勤務する下士官・兵士、生活費を支給される軍事・公安・情報管理の学習者
- g) 外国でのベトナム人労働者に関する法令に定める契約に基づいて外国で労働する者
- h) 企業の管理者、給与を受給している協同組合の運営管理者
- i) 村、区、町における非専従で活動する被雇用者

2. ベトナム当局により発給される労働許可証もしくは実務証明書、実務公認書を有する外国人労働者は、政府の規定に従って強制加入社会保険へ加入することができる。

3. 強制加入社会保険の加入対象である雇用主は、国家機関、事業部署、国家安全に関わる部署、政治組織、政治・社会組織、政治・社会・職業組織、社会・職業組織、その他の社会組織、ベトナム領土において活動する外国機関・外国組織・国際組織、労働契約の形態で労働者を雇用している企業・協同組合・個人の経営家庭、相互団体およびその他の組織、個人を含む。

4. 任意加入社会保険の加入対象は、満 15 歳以上であり、本条に定める対象に該当しないベトナム人

5. 社会保険に関連する機関、組織、個人

本条第 1 項、第 2 項、第 4 項に定める対象は、以下「労働者」をいう。

第 3 条 用語解釈

本法において、以下の用語は次のように解釈される。

1. 「社会保険」とは、社会保険基金に保険料を支払った上、労働者の疾病、妊娠出産、労働災害、職業病、定年、死亡などの事情により収入が減少、喪失したときにはその収入減少、喪失分を一部扶助もしくは代償を保障する仕組みをいう。

2. 「強制加入社会保険」とは、政府により組織されるが、労働者および雇用主がその組織に加入しなければならない社会保険の仕組みをいう。

3. 「任意加入社会保険」とは、政府により組織されるが、加入者は自己の収入に適合する納付金額、納付方法を採択することができる、かつ加入者は退職、死亡した場合

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

には社会保険からの適切な給付を受け取ることができるよう政府が社会保険料の補助制度を提供する仕組みをいう。

4. 「社会保険基金」とは、国家予算と独立した財政基金であり、労働者、雇用主からの拠出金および政府の補助金より構成されるものをいう。

5. 「社会保険料納付期間」とは、労働者が社会保険料納付の開始時点から支払停止までの期間をいう。労働者が継続的に社会保険料を納付しない場合には、社会保険料納付期間は、納付した各期間の全てを合計した期間である。

6. 「親族」とは、社会保険加入者の子供、養子、配偶者、父母、養父、養母、配偶者の両親もしくは婚姻家族法に従うその他の社会保険加入者の被扶養者を含む。

7. 「付加年金保険」とは、強制加入社会保険の年金制度に追加することを目的とする自主的な社会保険政策であり、個人貯蓄口座として労働者および雇用主からの拠出金で構成される基金を設立し、その拠出金は法律の下で保障・累積される仕組みをいう。

第4条 社会保険制度

1. 強制加入社会保険は次の制度。

- a) 疾病給付金
- b) 妊娠出産給付金
- c) 労働災害、職業病給付金
- d) 退職年金
- d) 遺族給付金

2. 任意加入社会保険は次の制度。

- a) 退職年金
- b) 遺族給付金

3. 付加年金保険は、政府の規定に従う

第5条 社会保険原則

1. 社会保険給付の受給額は、納付額、保険料納付済期間に応じて計算される、かつ社会保険加入者の間で助け合い（相互扶助）の原則の下で支払われるものとする。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

2. 強制加入社会保険納付額は、労働者の月給を基にして納められるものとする。任意加入社会保険納付額は、労働者が毎月の収入を基にした採択金額に基づいて定められる。
3. 強制加入社会保険および任意加入社会保険の両方へ加入している労働者は、社会保険料納付済期間に応じて退職年金および遺族年金を受けることができる。社会保険一時給付金を支払われた社会保険料納付期間は、社会保険の給付金を支払う期間に算入してはならない。
4. 社会保険基金は、集約的、統一的、公開的かつ透明に管理される。また、構成基金、国家給与制度および雇用主が制定する給与制度の原則に即した目的範囲の中で使用され、独立した会計を行うものとする。
5. 社会保険加入者の権利を適時かつ完全に確保するために、社会保険は、単純かつ利便性の高い方法により実施されるものとする。

第6条 社会保険に対する国家の政策

1. 機関、組織、個人が社会保険へ加入するための適切な条件を整備する。
2. 任意加入社会保険の加入者に対し支援する。
3. 社会保険基金を保護し、基金の維持、開発措置をとる。
4. 雇用主および労働者が付加年金保険へ加入することを奨励する
5. 社会保険管理における IT 開発への投資を優遇する。

第7条 国家による社会保険管理

1. 社会保険に関する法令請規則、戦略、政策を公布し、その実施を指導すること。
2. 社会保険に関する政策、法令を啓蒙、公開を実施すること。
3. 社会保険に関する統計、情報伝達を行うこと。
4. 社会保険の施行組織および社会保険を実務する職員に対し教育、訓練を行うこと。
5. 社会保険基金の収入、支出、維持、開発および収支を管理すること。
6. 社会保険法令の適用を監督および監視し、社会保険法令の違反に関して制裁を課し不服申立・告訴を解決すること。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

7. 社会保険分野に関する国際協力を実施すること。

第8条 国家による社会保険の管轄当局

1. 政府は、国家による社会保険管理を統一して行う責任を負う。
2. 労働傷病兵社会省は、国家による社会保険管理の実施について政府に対し責任を負う。
3. 各省庁、省に相当する機関は、それぞれの管轄範囲内で、国家による社会保険管理を実施する。
4. ベトナム社会保険は、労働傷病兵社会省、財務省、各省・中央直轄都市の人民委員会（以下は「省級」をいう）と協力して、社会保険基金の収入、支出、維持、開発および収支を管理する責任を負う。
5. 全ての級の人民委員会は、政府の指示に基づいて割り当てられた職務に従って、それぞれの地域内で、国家による社会保険管理を実施する。

第9条 社会保険管理の近代化

1. 政府は、社会保険を管理するための先端の技術、技術的な手段の開発する、およびその開発へ投資することを奨励する。
2. 2020年まで、全国で社会保険管理のデータベースの作成・運営できるようにする。

第10条 社会保険に対する労働傷病兵社会大臣の責任

1. 社会保険開発の戦略、企画を立案すること。
2. 社会保険に関する政策、法令の草案を作成し、制定管轄機関へ提出する若しくは管轄範囲内で制定すること。
3. 社会保険へ加入する対象増加指標を設定し、政府へ報告すること。
4. 社会保険に関する政策、法令の啓発、公開を行うこと。
5. 社会保険に関する政策、法令の施行組織を案内、指導すること。
6. 社会保険法令の適用を監督および監視し、社会保険法令の違反に関して制裁を課し、不服申立・告訴を解決すること（本法第11条第2項の定めを除く）。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

7. 必要な場合には、労働者の社会保険に係る正当な権利、利益を保護するための処理措置を報告し、承認を受けること。
8. 社会保険に関する統計および情報を収集すること。
9. 社会保険に関する訓練、教育を組織すること。
10. 社会保険に関する科学研究を組織し、国際協力を強化すること。
11. 毎年、政府に対し社会保険実施事情を報告すること。

第 11 条 社会保険に対する財務省大臣の責任

1. 社会保険の財政管理および社会保険の管理費に関する体制、規定の草案を作成し、制定管轄機関へ提出する若しくは管轄範囲内で制定すること
2. 社会保険の財政管理の遵守を監督および監視し、社会保険の財政管理に関する法令の違反に関して制裁を課し、不服申立・告訴を解決すること。
3. 政府へ報告するために、毎年、労働傷病兵社会大臣に対し社会保険の各基金の管理、使用の状況を報告すること。

第 12 条 社会保険に対する各級の人民委員会の責任

1. 社会保険に関する政策、法令の施行を組織し、指導すること。
2. 年次経済・社会開発計画に社会保険へ加入する対象増加指標を設定し、同級の人民評議会へ報告し、承認を受けること。
3. 社会保険に関する政策、法令の啓蒙、公開を行うこと。
4. 社会保険法令の適用を監督および監視し、社会保険法令の違反に関して制裁を課し、不服申立・告訴を解決すること
5. 管轄当局へ社会保険に関する政策、法令の改正、追加を要請すること。

第 13 条 社会保険監査

1. 労働傷病兵社会監査機関は、監査法に従って社会保険の政策、法令の適用に関する監査を行う役割を担う。
2. 財政監査機関は、監査法に従って社会保険の財政管理に関する監査を行う役割を担う。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

3. 社会保険機関は、本法およびその他の関連法令に従って、社会保険料、失業保険料、健康保険料の納付に関する監査を行う役割を担う。
4. 政府は、本条を具体的に定める。

第 14 条 労働組合、ベトナム祖国戦線中央委員会およびその委員会に属する組織の権利、責任

1. 労働組合は、次に掲げる権利を有する。
 - a) 社会保険へ加入している労働者の合法的かつ正当な権利及び利益を保護する。
 - b) 雇用主に対し、労働者の社会保険に関する情報提供を求めることができる。
 - c) 社会保険法令の適用を監視し、管轄当局へ社会保険法令の違反に関する処分を陳情することができる
 - d) 労働組合法第 10 条第 8 項の定めに従って、労働者、労働者集団の合法的かつ正当な権利及び利益に悪影響を及ぼす社会保険法令の違反行為に対する裁判所へ提訴することができる。
2. 労働組合は、次に掲げる責任を負う。
 - a) 労働者に対し社会保険に関する政策、法令を啓発、公開を行う。
 - b) 社会保険法令の適用に関する監督、検査に参加する。
 - c) 社会保険に関する政策、法令の作成、改正、追加に参加し、意見を述べることができる。
3. ベトナム祖国戦線中央委員会およびその委員会に属する組織は、国民、労働組合員、会員が社会保険に関する政策、法令を遵守し、自分および家族に適合する社会保険の形態へ自主的に加入するよう、管轄範囲内で啓蒙、教育を行う。また、労働組合員、会員の合法的かつ正当な権利、利益を保護し、社会保険に関する政策、法令の制定に参加し、意見を述べることができる。なお、法令に従って、社会保険の政策、法令の適用を監視するものとする。

第 15 条 雇用主の代表組織の権利、責任

1. 雇用主の代表組織は、次に掲げる権利を有する。
 - a) 社会保険へ加入している労働者の合法的かつ正当な権利、利益を保護する。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

- b) 管轄当局へ社会保険法令の違反処分を要請する。
2. 雇用主の代表組織は、次に掲げる責任を負う。
- a) 労働者に対し社会保険に関する政策、法令を啓発、公開を行う
 - b) 社会保険法令の適用に関する監督、検査に参加する
 - c) 社会保険に関する政策、法令の作成、改正、追加に参加し、意見を述べる

第16条 報告、会計の制度

1. 政府は、国会に対し、毎年社会保険に関する政策、法令の適用状況および社会保険基金の管理、使用の状況を報告する。
2. 政府監査院は、3年毎の定期的に社会保険基金の会計を行い、国会へその会計結果を報告する。国会、国会常任委員会および政府の指示により社会保険基金の抜き打ち監査も行われる。

第17条 禁止行為

1. 強制加入 社会保険料、失業保険料納付を怠る行為
2. 社会保険料、失業保険料支払 を遅延する行為
3. 社会保険料納付金額、失業保険料納付金額、社会保険給付金、失業保険給付金を流用する行為
4. 社会保険、失業保険に係る書類を改ざん・虚偽する行為
5. 社会保険基金、失業保険基金を不正使用する行為
6. 労働者、雇用主に対する妨害をし、労働者、雇用主の合法的かつ正当な権利、利益に損害を及ぼす行為。
7. 社会保険、失業保険のデータベースの不正アクセス、不正開発を行う行為
8. 社会保険、失業保険に関する情報を虚偽報告する行為、不正確な情報を提供する行為。

第2章

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

労働者、雇用主、社会保険機関の権利および責任

第 18 条 労働者の権利

1. 本法に従って社会保険へ加入し、社会保険の全ての制度を受けとることができる。
2. 社会保険手帳を受領し、管理することができる。
3. 次に掲げる方法により、給付期日において完全な額の年金および社会保険給付金を受けることができる。
 - a) 社会保険機関又は社会保険機関が委託するサービス業者から直接受けられる。
 - b) 労働者の銀行に開設された 預金口座へ振り込まれる。
 - c) 雇用主経由で支払われる。
4. 以下に該当する場合は、健康保険の制度を受けることができる。
 - a) 退職年金を受給しているとき
 - b) 出産もしくは養子縁組による出産給付金を受給する休暇期間中
 - c) 労働災害、職業病による毎月の給付金を受給する休暇期間中
 - d) 保健省が公布する長期治療を必要とする疾病に罹った理由により疾病給付金を受給しているとき
5. 本法第 45 条第 1 項第 b 号の定めに該当するおよび社会保険加入保留期間中の労働者は、労働能力の喪失の等級を決定する鑑定を自主的に行うことができる。また、社会保険給付金の受給に関する条件に合致する場合は、かかった鑑定費を支払われるものとする。
6. 他人に退職年金、社会保険給付金の受給を委託することができる。
7. 雇用主から 6 ヶ月毎の社会保険料支払の状況の報告を定期的に受ける権利を有する。また、社会保険機関により社会保険料支払に関する毎年の定期承認を受けることができる。さらに、雇用主および社会保険機関に対し社会保険料支払、社会保険給付に関する情報提供を求めることができる。
8. 法律に従って社会保険に関する不服申立、告発および提訴をすることができる。

第 19 条 労働者の責任

1. 本法に従って社会保険料を納付すること。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

2. 社会保険書類作成に関する規定を遵守すること。
3. 社会保険手帳を自ら保管すること。

第 20 条 雇用主の権利

1. 社会保険法令と矛盾する依頼を拒否する権利を有する。
2. 法律に従って社会保険に関する不服申立、告発および提訴をすることができる

第 21 条 雇用主の責任

1. 労働者が社会保険手帳の発給、社会保険料の支払、社会保険の給付金を受領されるための書類を作成すること。
2. 本法第 86 条に定める社会保険料の雇用主負担分および本法第 85 条第 1 項に定める労働者の負担分（給与から差し引く）を社会保険基金へ同時に納めること。
3. 本法第 45 条第 1 項第 a 号、第 2 項および第 55 条に定める労働者が、医科鑑定委員会で労働能力の喪失等級を審査させるための紹介をすること。
4. 社会保険機関と協力し、労働者へ 社会保険給付金を支払うこと。
5. 社会保険機関と協力し、労働者が労働契約解除もしくは退職した際には、法律に従って社会保険料納付期間の確認し労働者へ社会保険手帳を返却すること。
6. 管轄当局、社会保険機関の求めに従って社会保険料納付、給付金の支払に関わる情報、資料を正確、適時かつ完全に提供すること。
7. 労働者に対し 6 ヶ月毎に社会保険料の支払情報を公開するほか、労働者もしくは労働組合が要求する場合に社会保険料の支払情報を提供すること。
8. 本法第 23 条第 7 項に定める社会保険機関により受けた労働者の毎年の社会保険料の支払事情に関する情報を公開すること。

第 22 条 社会保険機関の権利

1. 法律に従って人材、財務および資産の管理を組織する権利を有する。
2. 社会保険、失業保険、健康保険の給付金支払の不正要求を拒否する権利を有する。
3. 雇用主に対し労働管理手帳、賃金テーブルおよびその他の社会保険、失業保険、健康保険料、給付金の支払の関連情報、資料を提供することを求めることができる。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

4. 新規設立企業、組織の労働者の社会保険、健康保険への加入を申請するために、企業登録当局、企業の活動認定書もしくは活動許可書の発給機関からその企業設立登録書、活動許可書、活動認定書もしくはは会社設立決定書などの謄本を受けることができる。
5. 6ヶ月毎に地方の労働管理機関からその地域における労働使用および変更状況の情報を受領することができる。
6. 税務機関から雇用主のタックスコード、毎年の税金計算の支払った給料の情報を受領することができる。
7. 社会保険政策施行を検査し、管轄範囲内で社会保険、失業保険、健康保険の料金の支払を監査することができる。
8. 管轄当局に対し社会保険、失業保険、健康保険に関する政策、法令の制定、改正、追加および社会保険、失業保険、健康保険の基金の管理に関して要請することができる。
9. 社会保険、失業保険、健康保険の法令の違反に関して制裁を課すまたは管轄当局へ処分を陳情することができる。

第23条 社会保険機関の責任

1. 社会保険、失業保険、健康保険に関する政策、法令を啓発すること
2. 労働傷病兵社会省に合意を得た上、社会保険、失業保険手帳および書類の様式を公布すること。
3. 法律に従って社会保険、失業保険、健康保険料金の収入、支出の施行を組織すること。
4. 労働者へ社会保険手帳を発給する。また、退職年金もしくは遺族給付金を受けた労働者の社会保険手帳を管理すること。
5. 社会保険、健康保険の書類を受理し、社会保険、健康保険に関わる制度を処理する。また、退職年金、社会保険・失業保険の給付金を完全、便利かつ給付期日に支払するよう組織を行うこと。
6. 毎年、各労働者の社会保険納付済み期間を確認し、労働者、雇用主または労働組合が要求する場合、社会保険料支払、給付金受給の権利、請手続に関する情報を完全、適時に提供すること。
7. 雇用主が公開的に掲示するための労働者の社会保険料の支払に関する情報を毎年の提供すること。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

8. 社会保険の管理において IT 化する。また、法律に従って社会保険への加入者の書類を保管すること。
 9. 法律に従って社会保険、失業保険、健康保険の基金を使用、管理を行うこと。
 11. 社会保険、失業保険、健康保険に関する統計、会計を行うこと。
 12. 社会保険、失業保険、健康保険に関する職業訓練、教育を行うこと。
 13. 6ヶ月毎に 社会保険管理事務局および毎年の労働傷病兵社会省へ社会保険、失業保険の実施状況を定期的に報告すること。また、保健省へ健康保険の実施状況、財務省へ社会保険・失業保険・健康保険の基金の管理および使用を毎年報告すること。
- なお、地方の社会保険機関は、同級の人民委員会へ管轄地域内の社会保険、失業保険、健康保険の実施状況を毎年報告すること。
14. 社会保険料、失業保険料、健康保険料の支払う規定に違反した雇用主に関する情報をメディアで公開すること。
 15. 管轄当局の求めに従って関連資料、情報を提出すること。
 16. 法律に従って社会保険、失業保険、健康保険に関する不服申立、告発を解決すること。
 17. 社会保険、失業保険、健康保険の国際協力を実施すること。

第 3 章

強制加入社会保険

第 1 節 疾病制度

第 24 条 疾病制度の適用対象

疾病給付制度の対象は、本法第 1 項第 a、第 b 号、第 c 号、第 d 号、第 d 号、第 h 号、第 2 項に定める労働者。

第 25 条 疾病制度を受ける条件

1. 労働災害以外の疾病、災害の場合、保健省が規定する医療施設からの証明書が発行されたとき。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

しかし、健康の不摂生、飲酒もしくは政府が定める麻薬、麻薬前駆物質の使用などの事由により疾病、災害を被り、休職する労働者は、疾病制度を受けることが出来ない。

2. 疾病に罹った7歳未満の子の看病のため休職する必要があるとの証明書を認可された医療施設から発行されたとき。

第26条 疾病制度を受ける期間

1. 本法第1項第a号、第b号、第c号、第d号、第h号、第2項に定める労働者の年間の疾病制度を受ける最大期間は、祝祭日、週休日を含まず営業日のみとする。具体的には以下のとおり。

- a) 通常の労働条件で就労している労働者に対し
 - ・ 社会保険料の納付済み期間が15年未満の場合、30日間
 - ・ 社会保険料の納付済み期間が15年以上～30年未満の場合、40日間
 - ・ 社会保険料の納付済み期間が30年以上の場合、60日間
- b) 労働傷病兵社会省が公布する重労働、有害、危険な業務もしくは特別重労働、特別有害、特別危険な業務に従事しているまたは地域手当係数が0.7以上の場所で就労している労働者に対し
 - ・ 社会保険料の納付済み期間が15年未満の場合、40日間
 - ・ 社会保険料の納付済み期間が15年以上乃至30年未満の場合、50日間
 - ・ 社会保険料の納付済み期間が30年以上の場合、70日間

2. 保健省の定める長期治療を要する疾病に罹った労働者は、以下のとおり疾病制度の適用期間として休暇を取得することができる。

- a) 祝祭日、週休日を含む最大180日間
- b) 本項第a号に定める期間が終了した後も治療を継続しなければならない労働者は、社会保険料納付済み期間分の受給が出来るが、給付額はより少ない額となって継続的に受けられる。

3. 本法第2条第1項第d号に定める労働者の疾病制度を受ける期間は、認可された医療施設で治療を受ける期間に基づいて決められるものとする。

第27条 疾病の子の看病をする制度として休職期間

1. 疾病の子の看病をする制度として年間の休職期間は、疾病の子1名の看病にあたる日数に基づいて定められるが、3歳未満の子の場合は最大20営業日、3歳以上～7歳未満の子の場合は最大15営業日となる。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

2. 父母の両方が社会保険へ加入している場合、疾病の子の看病をする父または母のそれぞれの休職期間は、本条第1項に従う。

本条に定める疾病の子の看板をする制度として休職期間は、祝祭日、週休日を含まず営業日のみで数えられる。

第28条 疾病給付額

1. 本法第26条第1項および第2項第a号、第27条の定めにより休職した労働者の社会保険給付金の月額、保険料算出基礎となる休職直前月の給与の75%に相当する金額とする。

社会保険の新規加入労働者もしくは社会保険加入中断後の復帰労働者の場合、業務開始または復帰の月の社会保険給付額は、その月の給与から算出された社会保険料の75%に相当する金額とする。

2. 本法第26条第2項第b号の定めに従う疾病給付を継続的に受ける労働者の社会保険給付額は、次のとおり定められる。

- a) 社会保険料納付済み期間が30年以上である場合、休職の直前月の社会保険料算出給与の65%。
- b) 社会保険料納付済み期間が満15年～30年以下である場合、休職の直前月の社会保険料算出給与の55%。
- c) 社会保険料納付済み期間が15年未満である場合、休職の直前月の社会保険料算出給与の50%。

3. 本法第26条第3項の定めにより休職する労働者の疾病給付額は、休職の直前月の社会保険料算出給与の100%。

4. 疾病給付金の日額、月額は24日で計算する。

第29条 病後の健康回復期およびリハビリ

1. 本法第26条に定める年間の疾病制度として休職期間を十分に取った労働者が、復帰した日から30日以内に健康の回復が出来ていない場合は、リハビリとして年間5日～10日の休暇をとることができる。

病後の健康回復期およびリハビリ期間は、祝祭日、週休日を含む。前年末から翌年の頭に繰り越される未消化の期間は、前年の健康回復およびリハビリ期間に算入される。

2. 労働者の健康回復、リハビリのための休暇日数は、雇用主と企業内労働組合の間の協議で決定される。労働組合のない企業の雇用主は次のとおり定める。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

- a) 長期治療を要する病に罹った労働者の場合、最大 10 日間
- b) 手術を受けた労働者の場合、7 日間
- c) その他の場合、5 日間

3. 病後の健康回復、リハビリ制度の給付額は、基本給与の 30%とする。

第 2 節 妊娠出産制度

第 30 条 妊娠出産制度の適用対象

妊娠出産制度の適用対象は、本法第 2 条第 1 項第 a 号、第 b 号、第 c 号、第 d 号、第 d 号、第 h 号に定める労働者である。

第 31 条 妊娠出産制度の受給条件

1. 次の項目に該当する労働者は、妊娠出産制度を受けることができる。
 - a) 妊娠の女性労働者
 - b) 出産の女性労働者
 - c) 代理出産する女性労働者および代理出産を依頼する母親
 - d) 6 ヶ月未満の子の養子縁組をする労働者
 - d) 子宮内避妊器具を装着する女性労働者、避妊手術を受ける労働者
 - e) 強制加入社会保険に加入している男性労働者の妻が出産する場合
2. 本条第 1 項第 b 号、第 c 号、第 d 号に定める労働者は、出産もしくは養子縁組をする 12 ヶ月以前に最低 6 ヶ月分の社会保険料を支払わなければならない。
3. 社会保険料納付済み期間が 12 ヶ月以上の本条第 1 項第 b 号に定める労働者は、妊娠期間中に医療施設の指示に従う妊娠休暇を取得することができるが、出産直前 12 ヶ月以内に 3 ヶ月分の社会保険料を支払わなければならない。
4. 本条第 2 項、第 3 項に定める条件を満たす労働者は、出産または 6 歳未満の養子縁組をする前に労働契約の解除または退職をしても本法第 34 条、第 36 条、第 38 条および第 39 条第 1 項の定めの下で妊娠出産制度を受けることができる。

第 32 条 出産前検診を受けるための休職

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

1. 妊娠期間中、女性労働者は出産前検診のため5回の休職（1日/回）を取ることができる。医療施設の遠隔地に住居する場合もしくは既往症、胎児の異常がある場合には毎回の休職を2日間にできる。
2. 本条に定める出産前検診の休職期間は、祝祭日、週休日を含まず営業日のみで数えるものとする。

第33条 流産、妊娠中絶、死産もしくは異常がある胎児の中絶による産休期間

1. 流産、妊娠中絶、死産もしくは異常がある胎児の中絶を受ける女性労働者は、認可された医療施設の指示に従った休職を取ることができるが、最大の休職期間は次のとおり。
 - a) 妊娠5週未満の場合：10日間
 - b) 妊娠5週～13週未満の場合：20日間
 - c) 妊娠13週～25週未満の場合：40日間
 - d) 妊娠25週以上の場合：50日間
2. 本条第1項に定める産休期間は、祝祭日、週休日を含む。

第34条 出産による休暇期間

1. 女性労働者は、出産前および出産後を含む6ヶ月間の出産休暇を取得することができる。多胎妊娠出産の場合、出産した女性労働者は、2番目以降、出産した子1名につき1ヶ月の追加休暇を取得することができる。出産前の休暇期間は2ヶ月を超えてはならない。
2. 社会保険に加入している男性労働者は、妻が出産する場合に次のとおり休暇を取得することができる。
 - a) 5営業日
 - b) 7営業日（手術による出産、妊娠32週未満の出産の場合）
 - c) 10営業日（双子妊娠出産の場合）、三つ子以上の妊娠出産の場合は、3番目に出産した子1名につき3営業日の追加休暇を取得することができる。
 - d) 14営業日（手術による多胎妊娠出産の場合）

また、本条に定める男性労働者の出産休暇期間は、妻の出産後30日以内に取得しなければならない。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

3. 母親は、生後2ヶ月未満の子が死亡した場合は出産日から4ヶ月、生後2ヶ月以上の子が死亡した場合は子供が死亡した日から2ヶ月の産休を取得することができるが、本条第1項に定める期間を超えてはならない。また、その産休期間は、労働法に定める無給休暇を含まない。
4. 母親が社会保険に加入しているもしくは父母の両方が加入しているが、母親が出産後に死亡した場合、父親またはその幼児を養育している者は、本条第1項に従って母親の出産休暇の未消化期間を育児休暇として取得することができる。社会保険に加入していたが本法第31条第2項、第3項に定める条件を満たしていない母親が死亡した場合、父親または幼児を養育している者は、その幼児が6ヶ月になるまで出産制度としての育児休暇を取得することができる。
5. 社会保険に加入している父親またはその幼児を養育している者は、本条第4項に定める休暇を取得しない場合、通常の賃金に加え、本条第1項に定める出産した母親の未消化休暇期間に相当する社会保険給付金を受けることができる。
6. 母親の出産後の死亡もしくは出産により幼児を養育する健康的能力が不十分である旨の医師の診断書を取得している場合、社会保険に加入している父親は、その幼児が6ヶ月になるまで育児休暇を取得でき、出産給付金を受けることができる。
7. 本条第1項、第3項、第4項、第5項、第6項に定める出産による休暇期間は、祝祭日、週休日を含む。

第35条 代理出産する女性労働者および代理出産を依頼する母親の出産制度

1. 代理出産する女性労働者は、出産前検診、流産、妊娠中絶、死産もしくは異常がある胎児の中絶などの制度および代理出産を依頼する母親に幼児を渡すまでの出産制度を受けることができるが、当該労働者の出産による休暇期間は、本法第34条第1項に定める期間を超えてはならない。出産した日から幼児を渡すまでの産休期間が60日未満である場合、代理出産した女性労働者は、祝祭日、週休日を含む産休が60日になるまで連続して休暇を取得することができる。
2. 代理出産を依頼する母親は、幼児を受けた時点からその幼児が満6ヶ月になるときまで産休を受けることができる。
3. 政府は、代理出産する女性労働者および代理出産を依頼する母親に対する産休、出産給付金受給の申請手続に関する詳細を定める。

第36条 養子縁組による産休期間

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

6ヶ月未満の子の養子縁組をする労働者は、その養子が6ヶ月になるまで産休を取得することが出来る。父母が共に本法第31条第2項に定める出産休暇の取得条件に合致する場合、父母どちらか一方が産休を取得することが出来る。

第37条 避妊措置を受けるときの休暇期間

1. 避妊措置を受ける労働者は、認可された医療施設の指示に従って休暇を取得することができる。最大休暇期間は次のとおり定められる。

- a) 子宮内避妊器具を装着する女性労働者の場合、7日間
- b) 避妊手術を受ける労働者の場合、15日間

2. 本条第1項に定める休暇期間は、祝祭日、週休日を含む。

第38条 出産一時給付金もしくは養子縁組一時給付金

出産した女性労働者または6ヶ月未満の子の養子縁組をする労働者は、新生児または養子1名につき出産または養子縁組をする時点での基本給与の2ヶ月分の一時金を受給することができる。

父親だけ社会保険に加入している場合、その父親は、生まれた子1名につき出産時点の基本給与の2ヶ月分に相当する一時金を受給することができる。

第39条 出産による給付額

1. 本法第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条に定める出産制度を受ける労働者の給付額は以下のとおり計算される。

- a) 給付月額、産休前社会保険料算出給与の6ヶ月分を平均した額100%とする。社会保険納付期間が6ヶ月未満の場合、本法第32条、第33条、第34条第2項、第4項、第5項、第6項および第37条に定める給付額は、保険料納付済み全期間の平均給与とする。
- b) 本法第32条、第34条第2項に定める給付日額は、給付月額を24日で割って計算される。
- c) 出産または養子縁組による給付額は、本条第1項第a号に定める給付月額に準じる。端数日数が発生した場合もしくは本法第33条、第37条の場合は、給付月額を30日で割って給付日額を計算する。

2. 産休制度を享受する休職期間であっても月内に14営業日以上勤務した場合は、社会保険料の払込み期間として認められる。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

3. 労働傷病兵社会大臣は、本法第 24 条、第 31 条第 1 項に定める対象の社会保険給付制度を受ける条件、期間、給付額に関して具体的に定める。

第 40 条 産休期間が終了する前に職場へ復帰する女性労働者

1. 次に掲げる条件に合致する女性労働者は、本法第 34 条第 1 項または第 3 項に定める産休が終了する前に職場へ復帰することが出来る。

- a) 出産休暇を少なくとも 4 ヶ月間取得していること。
- b) 雇用主に事前通知し合意を取得していること。

2. 出産休暇が終了する前に職場に復帰した女性労働者は、業務に対する通常賃金に加え、本法第 34 条第 1 項もしくは第 3 項に定める産休が終了するまでの出産給付金を受けすることができる。

第 41 条 出産後の健康回復、リハビリ

1. 本法第 33 条、第 34 条第 1 項もしくは第 3 項に定める産休を完全に取得したが、職場へ復帰した日から 30 日以内において健康がまだ回復しない女性労働者は、5 日間～10 日間の健康回復、リハビリのための休暇を取得することができる。

健康回復、リハビリの休暇期間は、祝祭日、週休日を含む。前年度末から翌年度の頭に繰り越される未消化期間は、前年度の健康回復、リハビリの休暇期間に算入される。

2. 本条第 1 項に定める健康回復、リハビリの休暇期間は、雇用主と労働組合との協議により決定される。労働組合がない企業の雇用主は次のとおり定めることができる。

- a) 多胎妊娠出産をした女性労働者の場合、最大 10 日間
- b) 手術による出産をした女性労働者の場合、最大 7 日間
- c) その他の場合、最大 5 日間

3. 出産後の健康回復、リハビリの休暇期間の給付日額は、基本給与の 30%とする。

第 3 節 労働災害、職業病の制度

第 42 条 労働災害、職業病制度の適用対象

労働災害、職業病制度の適用対象は、本法第 2 条第 1 項第 a、第 b 号、第 c 号、第 d 号、第 e 号、第 h 号 に定める労働者である。

第 43 条 労働災害、職業病制度を受ける条件

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

次に掲げる条件に合致する労働者は、労働災害制度を受けることができる。

1. 下記のいずれかの災害を受けたとき
 - a) 職場および労働時間中に発生した災害
 - b) 雇用主の指示により通常の間以外、または労働時間外に発生した災害
 - c) 住居と就業場所との間の往復（適切な時間および往復経路）で発生した災害。
2. 本条第1項に定める災害により労働能力が5%以上低下したとき。

第44条 職業病制度を受ける条件

次に掲げる条件に合致する労働者は、職業病制度を受けることができる

1. 保健省および労働傷病兵社会省が発行する有害な環境もしくは有害な業務の就労により罹る職業病リストに記載されている疾病に罹ったとき
2. 本条第1項に定める職業病により労働能力が5%以上低下したとき。

第45条 労働能力喪失の等級の鑑定

1. 労働災害、職業病に罹った労働者は、次の場合において、労働能力喪失の等級の鑑定または再鑑定を受けることができる。
 - a) 治療を受け、障害が安定したとき。
 - b) 疾病再発の治療を受け、障害が安定したとき。
2. 労働者は、下記の何れかに該当する場合、労働能力の喪失の等級の総合的な鑑定を受けることができる。
 - a) 労働災害と職業病の両方に罹ったとき
 - b) 複数回の労働災害を被ったとき
 - c) 多くの職業病に罹ったとき

第46条 一時給付金

1. 労働能力が5%～30%低下している労働者は一時給付金を受けることができる
2. 一時給付金は以下のとおり定められる。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

- a) 労働能力の喪失率が5%である場合、基本給与の5倍に相当する金額を受けとることができる。その後、労働能力の喪失率の低下が1%進むごとに基本給与の0.5倍が増額される。
- b) 本項第a号に定める一時給付金に加え、社会保険納付済み年数に応じて給付金を受けとることができる。社会保険納付済み期間が1年以下の場合の給付金は、退職直前月の社会保険料算出給与の0.5ヶ月分、その後は、保険料納付済み期間が1年増える毎に0.3ヶ月分を加増する。

第47条 毎月の給付金

1. 労働能力が31%以上低下している労働者は、毎月給付金を受けとることができる。
2. 毎月の給付額は以下のとおり定められる。
 - a) 労働能力が31%低下している場合は、基本給与の30%である。その後、1%低下する毎に1%につき基本給与の2%が増加される。
 - b) 本項第a号に定める給付金に加え、社会保険納付済み年数に応じて毎月の給付金を受けとることができる。社会保険納付済み期間が1年以下の場合の給付額は、退職直前の社会保険料算出給与の0.5%、その後は、保険料納付済み期間が1年増える毎に0.3%が増加される。

第48条 給付金の受給時点

1. 本法第46条、第47条、第50条に定める給付金の受給時点は、治療を受け、退院した時点からとする。
2. 障害もしくは疾病が再発した場合、当該労働者は、労働能力喪失等級の再鑑定を受けとることができるが、新規給付額の受給は、医科鑑定委員会の結論を受けた時点から開始される。

第49条 生活補助機器、矯正器具

労働災害、職業病を患い、身体各部に傷害を受けた労働者は、傷害、疾病の状態に応じた生活補助機器、矯正器具の提供を受けとることができる。

第50条 補助手当

労働能力が81%以上低下し、脊髄麻痺もしくは両眼失明、両手足の切断・麻痺、精神病に罹った労働者は、本法第47条に定める給付金に加え、毎月の手当てとして基本給与月額に相当する金額を受けとることができる。

第51条 労働災害、職業病による死亡の一時金

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

就労中の労働者が労働災害、職業病によって死亡した、または労働災害、職業病の初回治療の受療中に死亡した場合、その親族は基本給与 36 ヶ月分の金額を一時金として受け取ることができる。

第 52 条 傷害、疾病の治療後の健康回復、リハビリ

1. 労働災害による傷害または職業病による疾病の治療を受けたが、健康が回復しない労働者は健康回復、リハビリのため 5 日間～10 日間の休暇を取得することができる。
2. 健康回復、リハビリのための休暇期間中の給付額は以下のとおり。
 - ・ 給付日額は基本給与の 25%とする（自宅での休暇の場合）
 - ・ 給付日額は基本給与の 40%とする（集中治療施設での休暇の場合）

第 4 節 退職年金制度

第 53 条 退職年金制度の適用対象

退職年金制度の適用対象は、本法第 2 条第 1 項に定める労働者である。

第 54 条 退職年金受給の条件

1. 本法第 2 条第 1 項第 a 号、第 b 号、第 c 号、第 d 号、第 g 号、第 h 号、第 i 号に定める労働者（本条第 3 項に定める労働者を除く）は、20 年以上社会保険料を納付し、下記のいずれかの条件に合致するとき、退職年金を受け取ることができる。
 - a) 60 歳以上の男性または 55 歳以上の女性であること。
 - b) 55 歳～60 歳の男性または 50 歳～55 歳の女性で、15 年以上労働傷病兵社会省および保健省が制定する重労働、有害・危険な業務または著しい重労働、著しく有害・危険な作業を伴う業務に従事していること、もしくは係数 0.7 以上の地域手当を支給される場所に就労していること。
 - c) 20 年以上社会保険料を納付し、その保険料納付期間の内 15 年以上坑道内石炭採掘の作業をしている 50 歳～55 歳の労働者であること。
 - d) 職業リスクにより HIV/AIDS に感染した労働者であること。
2. 本法第 2 条第 1 項第 d 号、第 e 号に定める労働者で 20 年以上社会保険料を納付し、下記に掲げるいずれかの条件を満たしているとき、退職年金を受け取ることができる。
 - a) 55 歳以上の男性または 50 歳以上の女性であること（ベトナム人民軍士官法、人民公安法、重要機密保持法が異なる場合を除く）

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

- b) 50歳～55歳の男性または45歳～50歳の女性で、労働傷病兵社会省および保健省が制定する重労働、有害・危険な業務または著しい重労働、著しく有害・危険を伴う業務に15年以上従事していること、もしくは係数0.7以上の地域手当を支給される場所で就労していること
 - c) 職業リスクによりHIV/AIDSに感染された労働者であること
3. 専従もしくは非専従で市区町村の活動を行う女性労働者は、15年以上～20年以下の社会保険料を納付し、55歳で退職年金を受け取ることができる。
4. 本条第1項第c号第d号および第2項第c号に定める労働者の退職年金受給年齢の特別な条件は、政府が決定する。

第55条 労働能力喪失による退職年金受給の条件

1. 20年以上社会保険料を納付し、下記のいずれかの条件を満たしている本法第2条第1項第a号、第b号、第c号、第d号、第g号、第h号、第i号に定める労働者は、本法第54条第1項第a号、第b号に定める条件に合致する労働者の年金額より少ない退職年金を受け取ることができる。
- a) 2016年1月1日より、51歳以上の男性、46歳以上の女性で、労働能力が61%以上低下している。ただし、2020年より、労働能力が61%以上低下している55歳以上の男性、50歳以上の女性となる。
 - b) 50歳以上の男性、45歳以上の女性で、労働能力が81%以上低下している。
 - c) 労働能力が61%以上低下している、また、労働傷病兵社会省および保健省が発行する重労働、有害・危険な業務または著しい重労働、著しく有害・危険な作業を伴う業務に15年以上従事している。
2. 20年以上社会保険料を納付し、労働能力が61%以上低下している本法第2条第1項第d号、第e号に定める労働者は、下記のいずれかの条件に合致する場合、本法第54条第2項第a号、第b号に定める条件に合致する労働者の年金額より少ない退職年金を受け取ることができる。
- a) 50歳以上の男性または45歳以上の女性であること。
 - b) 労働傷病兵社会省および保健省が発行する重労働、有害・危険な業務または著しい重労働、著しく有害・危険な作業を伴う業務に15年以上従事している。

第56条 毎月の退職年金

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

1. 本法の発効日から 2018 年 1 月 1 日まで、本法第 54 条に定める条件に合致する労働者の毎月の退職年金は、本法第 62 条に定める社会保険の基礎となる給与平均の 45% とし、これは 15 年間社会保険料を納付していること。それ以降、納付期間が 1 年増える毎に男性 2%、女性 3% 加増するが、最大 75% を超えてはならない。

2. 2018 年 1 月 1 日より、本法第 54 条に定める条件に合致する労働者の毎月の退職年金は、本法第 62 条に定める社会保険料の根拠となる月給の平均の 45% とする。また、次のとおり社会保険料納付期間を満たしていること。

a) 男性労働者に対し以下のとおり

- ・ 2018 年に退職する場合、16 年間
- ・ 2019 年に退職する場合、17 年間
- ・ 2020 年に退職する場合、18 年間
- ・ 2021 年に退職する場合、19 年間
- ・ 2021 年以降、20 年間

b) 2018 年以降退職する女性労働者に対し、15 年間

それ以降、本条第 a 号、第 b 号に定める労働者は、社会保険料納付期間が 1 年増える毎に 2% 加増されるが最大 75% を超えてはならない。

3. 本法第 55 条に定める条件に合致する労働者の毎月の退職年金は、本条第 1 項、第 2 項に準じる。それ以降、年齢より早く退職する場合、各年 2% 減額される。

退職年金の支給額は、年齢が 6 ヶ月未満の端数月の場合は 1% 減額、6 ヶ月以上の場合には減額しない。

4. 本法第 54 条第 3 項に定める条件に合致する女性労働者の毎月の退職年金は、社会保険料の納付期間かつ社会保険料の基礎となった月給の平均に基づき計算される。具体的には以下のとおり。

- ・ 社会保険料納付期間が 15 年の場合、本法第 62 条に定める社会保険料の根拠となる月給の平均の 45%
- ・ 社会保険料納付期間が 16 年以上 20 年以下の場合、1 年増える毎に 2% の加増。

5. 本法第 54 条および第 55 条に定める条件に合致する労働者の毎月の年金の最低額は、基本給与に相当する（本法第 54 条第 1 項第 i 号、第 2 項、第 3 項に定める場合を除く）

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

6. 政府は、本条の細則を定める。

第 57 条 退職年金の調整

政府は、国家予算および社会保険基金に適合するよう、物価指数、経済成長率を参考にして退職年金を調整する。

第 58 条 定年退職時の一時金

1. 保険料払込み年数が退職金の 75%以上に相当する労働者は、定年退職の退職年金に加え、退職一時金を受け取ることができる。
2. 一時金は、退職金の 75%に相当する社会保険料の規定納付期間を超えた年数に応じて計算される。超えた年数 1 年につき、社会保険料基礎となる平均給与の半額が支払われる。

第 59 条 退職年金受給の時点

1. 本法第 2 条第 1 項第 a 号、第 b 号、第 c 号、第 d 号、第 d 号、第 e 号および第 i 号に定める強制加入社会保険に加入している労働者の退職年金を受取る時点は、雇用主が作成する法律の規定条件に合致する当該労働者に対する退職決定書に記載される時点からとする。
2. 本法第 2 条第 1 項第 h 号に定める強制加入社会保険に加入している労働者の退職年金の受給時点は、当該労働者が退職年金を受け取る条件に合致し、かつ社会保険機関へ申請書を送付した月の翌月からとする。
3. 本法第 2 条第 1 項第 g 号に定める労働者および社会保険料納付を滞納している労働者の退職年金の受給は、規定条件を満了した当該労働者の申請書に記載された期日とする。
4. 労働傷病兵社会大臣は、本法第 2 条第 1 項に定める労働者の退職年金を受け取る時点に関して具体的に定める。

第 60 条 社会保険一時給付金

1. 本法第 2 条第 1 項に定める労働者は、下記の場合において、社会保険給付金を一時金として受け取ることができる。
 - a) 本法第 54 条第 1 項、第 2 項、第 4 項に定める年齢要件を満たしているが社会保険料納付期間が 20 年未満である場合、または本法第 54 条第 3 項に定める年齢

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

要件を満たしているが社会保険料納付期間が 15 年未満で、任意加入社会保険の加入を継続していない場合。

- b) 海外へ移住する場合。
- c) 癌、ポリオ、肝硬変、ハンセン病、重い肺結核、HIV/AIDS 等生命を脅かす疾病、又は保健省が定める疾病のいずれかに罹っている者の場合
- d) 陸軍を出たまたは退職したが退職年金を受け取る要件を満たしていない本法第 2 条第 1 項第 d 号第 e 号に定める労働者の場合

2. 社会保険一時金は、社会保険料納付済み年数に応じて算出される。また 1 年毎に次のとおり算出される。

- a) 2014 年以前の納付年数に応じて、社会保険料算出基礎となった月給の平均の 1.5 ヶ月分。
- b) 2014 年以降の納付年数に応じて、社会保険料算出基礎となる月給の平均の 2 ヶ月分
- c) 社会保険料納付済み期間が 1 年未満である場合、社会保険一時金は納付した金額に相当するが、最高額は社会保険料算出基礎となる月給の平均の 2 ヶ月分を超えてはならない。

3. 社会保険一時金は本条第 2 項に従うが、任意社会保険加入に係る政府の補助金を含まない（本条第 c 号に定める場合を除く）

4. 社会保険一時金の受給時点は、社会保険機関の決定書に記載される時点とする。

第 61 条 社会保険料納付期間の保留

本法第 54 条、第 55 条に定める退職年金受給の要件を満たしていないまたは本法第 60 条に定める社会保険一時金を受けたことのない労働者は、退職時に社会保険納付期間を保留することができる。

第 62 条 退職年金、一時金を算出するための社会保険料納付の平均月給

1. 政府が定める賃金体系の適用対象となる労働者に対し、賃金制度の下で社会保険料が全期納付された場合に、定年退職する前の保険料納付済み年数の社会保険料納付の平均月給は、以下のとおり定められる。

- a) 1995 年 1 月 1 日以前に社会保険へ加入していた場合、定年退職直前 5 年間の社会保険料納付の平均月給
- b) 1995 年 1 月 1 日より 2000 年 12 月 31 日の期間、社会保険に加入していた場合、定年退職直前 6 年間の社会保険料納付の平均月給

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

- c) 2001年1月1日より2006年12月31日の期間、社会保険に加入していた場合、定年退職直前8年間の社会保険料納付の平均月給
- d) 2007年1月1日より2015年12月31日の期間、社会保険に加入していた場合、定年退職直前10年間の社会保険料納付の平均月給
- d) 2016年1月1日より2019年12月31日の期間、社会保険に加入する場合、定年退職直前15年間の社会保険料納付の平均月給、
- e) 2020年1月1日より2024年12月31日の期間、社会保険に加入する場合、定年退職直前20年間の社会保険料納付の平均月給、
- g) 2025年1月1日以降に社会保険に加入する場合、社会保険料納付全期間の平均月給、

2. 雇用主が定める賃金体系の下で行われた社会保険を全納した労働者は、退職年金、一時金を算出するための社会保険料納付の平均月給を納付全期間の平均月給とする。

3. 政府が定める賃金体系および雇用主が定める賃金体系の両方に従って社会保険料を納付する労働者は、退職年金、一時金を算出するための社会保険料納付の平均月給をそれぞれの納付期間の平均月給の総合平均とする。また、政府が定める賃金体系の下で納付期間の社会保険料納付の平均月給は本条第1項に従う。

4. 政府は、本条を具体的に定める。

第63条 社会保険料納付済み給与の調整

1. 本法第89条第1項に定める労働者の社会保険納付の平均月給を計算する基礎となる社会保険料納付済み給与は、2016年1月1日以前に社会保険に加入していた労働者に対し、退職年金を受け取る時点での基本給与に応じて調整される。

2016年1月1日以降に社会保険に加入する労働者に対しては、社会保険納付の平均月給を計算する基礎となる社会保険料納付済み給与は本条第2項に従う。

2. 本法第89条第2項に定める労働者の社会保険納付の平均月給を計算する基礎となる社会保険料納付済み給与は、政府の規定の下で各期の消費者物価指数を参考に調整される。

第64条 毎月の退職年金、社会保険給付金の受給の一時停止・継続

1. 毎月退職年金、社会保険給付金を受け取っている者は、下記の場合、退職年金、社会保険給付金の月々の受給が一時停止・継続される。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

- a) 違法出国の場合
- b) 裁判所の失跡宣告が出された場合
- c) 社会保険給付の受給が不正と認められる証拠のある場合

2. 毎月の退職年金、社会保険給付金は、出国者が住居法に従って合法的に帰国し居住したときに再支給される。裁判所の失跡宣告の取り消しに関する法的な決定書が出された場合、退職年金、社会保険給付金の再支給に加え、退職年金、社会保険給付金の受給が停止された期間の支給分が追加される。

3. 本条第1項第c号により毎月の退職年金、社会保険給付金の受給停止決定を出す社会保険機関は、理由を明確に述べた書面にて通知をしなければならない。月々の退職年金、社会保険給付金の受給が停止された日から30日以内に社会保険機関は、月々の退職年金、社会保険給付金の解決に関する決定を出さなければならない。給付終了を決定した場合、理由を明確に述べなければならない。

第65条 月々の退職年金、社会保険給付金の受給者が海外へ移住する場合の制度

1. 月々の退職年金、社会保険給付金の受給者が海外へ移住する場合、給付金を一時金として受け取ることができる。

2. 月々の退職年金の受給者の一時金は、社会保険納付済み期間に応じて算出される。また、2014年以前の納付期間は1年毎に受けている年金月額額の1.5ヵ月分相当の金額とする。2014年以降の納付期間の1年毎につき、受けている年金月額額の2ヵ月分相当金額とする。ただし、退職年金の受給一ヵ月毎に、一時金から年金月額額の半月分に相当する金額を差し引くものとする。一時金の最低額は、月々受給している年金の3ヵ月分とする。

3. 社会保険給付金を受けている者の一時金は、受けている給付金月額額の3ヵ月分とする。

第5節 遺族給付制度

第66条 葬祭給付

1. 以下の労働者が死亡した場合、葬祭を行う者は葬祭一時金を受け取ることができる。

a) 本法の第1項第2条の規定に定めた社会保険料を納付している労働者、又は社会保険料納付期間を滞納しているが社会保険料納付期間が12ヵ月を超えた労働者

b) 労働災害、職業病により死亡した労働者、又は労働災害、職業病の治療中に死亡した労働者

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

c) 退職年金の受給者、失業中であって、毎月の労働災害、職業病給付金を受給している者

2. は、本条第1項に定めた労働者が死亡した月の基本給与の10カ月分相当の金額とする。

3. 本条第1項に定めた労働者が裁判所により死亡宣告された場合、当該労働者の遺族は本条第2項に定めた葬祭給付金を受けすることができる。

第67条 毎月の遺族基金の受給者

1. 本法第66条の第1項、第3項に定める労働者が死亡した場合、以下のいずれかにおいて、当該労働者の親族が毎月遺族基金を受けすることができる。

a) 社会保険料納付済み期間が15年を超え、社会保険一時金を受給したことがない場合

b) 退職年金を受けている者の場合

c) 労働災害、職業病により死亡した者の場合

d) 労働能力喪失率61%以上により毎月の労働災害、職業病給付金を受けている者の場合

2. 毎月遺族基金を受けると本条第1項に定める労働者の親族とは以下の者をいう。

a) 18歳未満の子、18歳以上であるが労働能力喪失率81%以上の子、母親の妊娠中に父親が死亡し、産まれた子

b) 55歳以上の妻又は60歳以上の夫、労働能力喪失率80%以上の55歳未満の妻又は60歳未満の夫

c) 婚姻家族法に準じる社会保険加入者の被扶養者である父母、配偶者の父母、又は親族。ただし、男性60歳以上、女性55歳以上の条件を満たしていること。

d) 婚姻家族法に準じる社会保険加入者の被扶養者である父母、配偶者の父母、又は親族。ただし、その親族が男性60歳以上、女性55歳以上である場合、労働能力が81%以上低下していること。

3. 無収入又は毎月収入はあるがその収入が基準の給与より少ない、本条第2項、第b号、第c号、第d号に定める親族。本法に定める親族の収入には、功績者の礼遇及び支援に関する法律に定める各種手当を含まない。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

4. 毎月遺族基金を受け取るための労働能力喪失の等級を鑑定する期限は以下の通り。

a) 社会保険加入者が死亡した日から4ヶ月以内に遺族は給付金支給申請書を提出しなければならない。

b) 本条第2項第a号に定める規定に基づき遺族給付・受給の期限が切れる日の前後4ヶ月以内に、遺族は給付金支給申請書を提出しなければならない。

第68条 遺族基金の月額

1. 親族1名あたりの遺族基金の月額は、基本給与の50%相当額とする。被扶養者がいない場合、毎月の遺族給付は基本給与の70%に増加する。

2. 本法第67条第1項に定める対象に該当し、死亡した労働者が1名である場合、毎月の遺族基金の受給者は4人を超えてはならない。死亡者が2名以上の場合、その遺族は本条第1項に定める給付額の2倍を受給することができる。

3. 毎月の遺族基金は、本法第66条第1項、第3項に定める対象者が死亡した月の翌月から支給される。母親の妊娠中に父親が死亡した場合、子に対する毎月の遺族基金は、子が生まれた月から支給される。

第69条 遺族一時金を受給できる者

本法第66条第1項、第3項に定める者が死亡した場合、以下のいずれかにおいて当該労働者の親族が遺族一時金を受け取ることができる。

1. 死亡した労働者が本法第67条第1項に定める者に属さない場合。

2. 死亡した労働者が本法第67条第1項に定める者に属すが、第67条第2項に定める毎月の遺族基金を受け取る遺族がない場合。

3. 6歳未満の子及び労働能力が81%喪失している配偶者の場合を除き、第67条第2項に定める毎月の遺族年金を受け取る親族で遺族一時金の受給を望む場合。

4. 死亡した労働者に本法第3条第6項に定める遺族がない場合、遺族一時金は相続法に従って支給されるものとする。

第70条 遺族一時金の金額

1. 社会保険に加入している又は保険料納付期間を保留している労働者の親族に対する遺族一時金の金額は、社会保険料の納付年数に応じて計算されるものとし、2014年以前の納付年数で1年につき平均月給の1.5カ月分に相当する金額とする。2014年以降は納付年数に応じて社会保険料納付期間の平均月給の2カ月分に相当する金額とする。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

ただし、社会保険料納付期間の平均月給の3カ月分が最低金額である。なお、遺族一時金を算出するための社会保険料納付期間の平均月給は、本法第62条の定めに従う。

2. 退職年金の受給者が死亡した場合、その親族に対する遺族一時金は退職年金受給期間によって計算され、受給開始日から2カ月以内に死亡した場合は退職年金の48カ月分、それ以降に死亡した場合は退職年金受給期間が1カ月増えるごとに遺族給付額が0.5カ月分減額される。ただし、退職年金給付金の3カ月分を下回ってはならない。

3. 遺族一時金を算出するための基礎となる基本給与は、本法第66条第1項、第3項に定める労働者が死亡した月の基本給与とする。

第71条 強制加入社会保険と任意加入社会保険の両方に加入する労働者に対する退職年金及び遺族基金の制度

1. 強制加入社会保険と任意加入社会保険の両方に加入する労働者に対する退職年金及び遺族基金の制度は以下のように実施される。

a) 強制加入社会保険料納付期間が20年以上であれば、年金受給の条件と受給額は強制加入社会保険制度の政策に従って実施されるものとする。本法第2条第1項第i項号に定める対象者を除き、毎月の年金受給額は基本給与以上とする。

b) 強制加入社会保険料納付期間が15年以上であれば、毎月の遺族基金は、強制加入社会保険制度の政策に従う。

c) 強制加入社会保険料納付年数が12ヶ月以上となった場合、葬祭給付金の支給は強制加入社会保険制度の政策に従って実施される。

2. 政府は、本条の細則を定める。

第4章 任意加入社会保険

第1節 退職年金制度

第72条 退職年金制度の適用対象

任意加入社会保険の年金制度を適用する対象は、本法第2条第4項に定める労働者である。

第73条 退職年金受給の条件

1. 労働者は以下の条件を満たした場合、退職年金を受けることができる。

a) 60歳以上の男性、55歳以上の女性であること

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

b) 社会保険料を 20 年以上納付していること

2. 本条第 1 項第 a 号に定める年齢の条件を満たしているが、社会保険料納付済み期間が 20 年未満である労働者は、退職年金を受け取るために 20 年に足りる保険料を納付することができる。

第 74 条 毎月の退職年金の金額

1. 本法の発効日から 2018 年 1 月 1 日までに本法第 73 条に定める条件を満たした労働者に対する毎月の退職年金は、本法第 79 条に定める社会保険料算出基礎となる平均月収の 45%に相当する金額とし、社会保険料納付の 15 年間に相当する、それ以降は 1 年増えるごとに男性 2%、女性 3%を加算するものとし、最大は平均収入の 75%を超えてはならない。

2. 2018 年 1 月 1 日より、本法第 73 条に定める条件を満たした労働者に対する毎月の退職年金は、本法第 79 条に定める社会保険料算出基礎となる平均収入月額額の 45%に相当する金額とし、以下の通り社会保険料納付の年数に相当する。

a) 男性労働者に対し、2018 年に定年退職した場合は 16 年間、2019 年に退職した場合は 17 年間、2020 年に退職した場合は 18 年間、2021 年に退職した場合は 19 年間、2022 年より退職した場合は 20 年間とする。

b) 女性労働者に対し、2018 年に定年退職した場合は 15 年間

それ以降は本条第 a 号、第 b 号に定める労働者に対し、1 年増えるごとに 2%加算し、最大で 75%とする。

3. 年金の金額の調整は本法第 57 条の定めに従う。

第 75 条 定年退職時の退職一時金

1. 保険料納付期間が年金受給率の 75%に相当する社会保険料納付年数より長い場合、労働者は、定年退職したときに退職年金に加え、退職一時金を受けとることができる。

2. 退職一時金は、年金受給率の 75%に相当する社会保険料の納付期間を超えた年数に応じて計算される。また 1 年毎につき、社会保険料の算出基礎となる平均月給の半分に相当する金額とする。

第 76 条 年金受給の時点

1. 本法第 72 条に定める対象者が年金を受給する時点は、本法第 73 条に定める条件を満たした月の翌月からとする。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

2. 労働傷病兵社会大臣は本条を具体的に定める。

第 77 条 社会保険一時給付金

1. 本法第 2 条第 4 項に定める労働者は、以下のいずれかに該当する場合、希望があれば社会保険一時給付金を受けることができる。

a) 本法第 73 条第 1 項第 a 号に定める年齢条件を満たし、社会保険料納付済み期間が 20 年未満であって、社会保険への加入を継続しない場合

b) 海外へ移住する場合

c) 癌、ポリオ、肝硬変、ハンセン病、重い肺結核、HIV/AIDS 等生命を脅かす疾病、又は保健省が定める疾病のいずれかに罹っている者の場合

2. 社会保険一時給付金の金額は、社会保険料納付年数に応じて算出され、1 年当たりの支給額は以下のように算出される。

a) 2014 年以前の納付年数に対し、社会保険料納付月の平均月収の 1.5 ヶ月分が支給される。

b) 2014 年以降の納付年数に対し、社会保険料納付月の平均月収の 2 ヶ月分が支給される。

c) 社会保険料納付の期間が 1 年未満である場合、社会保険受給額は納付した金額に相当するが、平均月収の 2 ヶ月分が上限である。

3. 本条第 2 項の定めにより政府補助を受ける労働者に対する社会保険一時給付金は、本条第 1 項第 c 号の定めを除き、政府より支給される任意加入社会保険加入の補助額を含まない。

4. 社会保険一時金の受給時点は、社会保険機関の決定書に定める時点とする。

5. 退職年金を受給している任意加入社会保険制度加入労働者が外国へ移住する場合、当該労働者に対する社会保険制度は本法第 65 条第 1 項と第 2 項の定めに従う。

第 78 条 社会保険料納付期間の保留、退職年金受給の一時停止・継続

1. 本法第 73 条に定める退職年金受給の条件を満たしていない労働者が任意加入社会保険料の納付を停止した場合、又は本法第 77 条に定める社会保険一時給付金を受けたことのない労働者は、社会保険料納付期間を保留することができる。

2. 任意加入社会保険加入者の退職年金受給の一時停止又は継続は本法第 64 条に従う。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

第 79 条 社会保険料納付月の平均月収

1. 社会保険料納付月の平均月収は、保険料納付全期間における納付月の平均月収で計算される。
2. 労働者の社会保険料を算出するための平均月収を計算する基礎となる保険料を納付した月の月収は、政府の規定に基づき各期の消費者物価指数を基に調整される。

第 2 節 遺族基金の制度

第 80 条 葬祭給付金

1. 以下の者は、死亡時に葬祭を行う者が葬祭給付金を受給することができる。
 - a) 社会保険料を 60 カ月以上納付した者。
 - b) 退職年金の受給者。
2. 葬祭給付金は、本条第 1 項に定める者が死亡した月の基本給与の 10 カ月分に相当する金額である。
3. 本条第 1 項に定める者が裁判所により死亡宣告された場合、その遺族は本条第 2 項に定める葬祭給付金を受け取ることができる。

第 81 条 遺族年金

1. 社会保険料を納付している労働者、社会保険料納付を保留している労働者、又は退職年金給付を受給している労働者が死亡した際には、その親族が遺族年金一時金を受け取ることができる。
2. 社会保険料を納付している又は社会保険料納付を保留している労働者の親族に対する遺族一時金は、社会保険料納付年数に応じて算出され、本法第 79 条に定める 2014 年以前の納付年数の平均月収の 1.5 カ月分に相当する金額が毎年支給される。また、2014 年以降の納付年数に対しては平均月収の 2 カ月分に相当する金額が支給される。

社会保険料納付期間が 1 年未満である場合、遺族一時金は納付した金額と同額が支給されるが、最高額は平均月収の 2 カ月分を超えてはならない。労働者が強制加入社会保険加入期間と任意加入社会保険加入期間の双方に加入している場合、遺族一時金は、最低平均月収の 3 カ月分に相当する金額が支給される。

3. 退職年金の受給者が死亡した場合、親族に対する遺族一時金は退職年金受給期間に応じて計算され、退職年金受給日から 2 カ月以内に死亡した場合、遺族一時金は受給年

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

金額の 48 カ月分に相当する金額が支給される。それ以降に死亡した場合、退職年金受給期間が 1 カ月増えるごとに遺族一時金受給額の 0.5 カ月分相当が減額される。

第 5 章 社会保険基金

第 82 条 社会保険基金の財源

1. 本法第 86 条に定める雇用主からの拠出保険料。
2. 本法第 85 条、第 87 条に定める労働者からの拠出保険料。
3. 基金の投資による運用金（利益）
4. 政府の補助金
5. その他の正当な収入源

第 83 条 社会保険基金の構成基金

1. 疾病、妊娠出産給付金の基金
2. 労働災害、職業疾病給付金の基金
3. 退職年金、遺族基金の基金

第 84 条 社会保険基金の運営

1. 本法第 3 章、第 4 章に則って労働者に対し社会保険制度の各種給付金を支給する。
2. 退職年金の受給者、労働災害、職業病による休職で支給される給付金の受給者、出産又は養子縁組による休暇中の出産給付金の受給者、保健省の定める長期治療を要する疾病による疾病給付金の受給者に対し、健康保険料を支払う。
3. 本法第 90 条に定める社会保険管理費を負担する。
4. 労働能力喪失率の認定診断が雇用主の紹介で実施されたものではないが、社会保険制度を受ける条件を満たす認定結果であれば、労働能力喪失率認定の診断手数料を負担する。
5. 本法第 91 条、第 92 条に従う基金の保全及び成長を目指し投資活動を行う。

第 85 条 強制加入社会保険に加入する労働者の納付額および納付方法

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

1. 本法第2条第1項第a号、第b号、第c号、第d号、第d号、第h号に定める労働者は、退職年金、遺族基金の基金に月給の8%の金額を納付する。

本法第2条第1項第i号に定める労働者は、基本給与8%の金額を退職年金、遺族基金の基金に納付する。

2. 本法第2条第1項第g号に定める労働者の納付額および納付方法は、以下の通り定められる。

a) 強制加入社会保険に加入する労働者に対し、月々の退職年金、遺族基金の基金への納付額は、海外で就労する前の社会保険料算出基礎となる月給の22%相当額とする。強制加入社会保険に加入していない労働者、又は強制加入社会保険に加入したが社会保険一時給付金を受給した労働者に対し、退職年金、遺族基金の基金への納付額は、基本給与2カ月分の22%相当額とする。

b) 保険料は3カ月、6カ月、12カ月で一括納付する、又は海外労働者派遣契約書に定める支払期間に従って一括で納付するものとする。労働者は、海外で就労する前の居住地における社会保険機関に直接納付する、又は海外へ労働者を送る企業、機関を経由して納付することができる。

海外へ労働者を送る企業、専門機関を経由して納付する場合、その企業、機関は労働者の代わりに保険料の徴収、納付を行うため、社会保険管理機関に納付方法を登録する。

労働者は労働者受入国で新規雇用契約の締結又は雇用契約の更新を行う場合、本条に従って保険料を納付するか、又は帰国後に社会保険管理機関に対し掛金を納付する。

3. 労働者が働かない、月に14日以上給与を受給しない場合は、その月の保険料を納付しなくてもよい。また、産休期間を除き、この期間は社会保険料納付期間として算入することはできない。

4. 本法第2条第1項第a号、第b号に定める労働者が、複数の雇用主と雇用契約を締結する場合、本条第1項に従って最初の雇用契約書をもって保険料を納付する。

5. 労働者は農林水産業に従事する企業、合作社、個人経営世帯、協同組合等において製品又は生産高によって給与を受ける場合、毎月の保険料は本条第1項に従う。納付期間は毎月、3カ月、6カ月の何れかを選択し、一括で納付することもできる。

6. 月々の退職年金、遺族基金を算出する基礎となる社会保険料納付年数の認定において、1年は12カ月とする。退職年金受給ための年齢条件を満たしているが、社会保険料納付期間が6カ月に満たない場合、労働者は不足分を一括で納付することができるが、納付額は労働者の退職前に雇用主と労働者の双方が退職年金、遺族基金の基金へ納付した合計金額と同額であること。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

7. 社会保険料納付期間に1年未満の端数月が生じる場合、退職年金、遺族基金の受給期間の確定は以下の通り。

- a) 1カ月から6カ月までは半年とする。
- b) 7カ月から11カ月までは1年とする。

第86条 雇用主負担の保険料の納付率と納付方法

1. 本法第2条第1項、第a号、第b号、第c号、第d号、第d号、第h号に定める労働者に対し、雇用主は以下の通り毎月の保険料を給与基金から払い込む。

- a) 疾病・妊娠出産基金に3%
- b) 労働災害、職業病基金に1%
- c) 退職年金・遺族基金に14%

2. 本法第2条第1項第e号の規定に従い雇用主は、各労働者の毎月の保険料を基本給与から以下の通り払い込む。

- a) 労働災害、職業病基金に1%
- b) 退職年金・遺族基金に22%

3. 雇用主は、本法第2条第1項第i号に定める労働者に対し、基本給与の14%を退職年金、遺族基金に納付する。

4. 雇用主は、本法第85条第3項に定める労働者に対し、保険料を納付する必要がない。

5. 雇用主が農林水産業に従事する企業、合作社、個人経営世帯、協同組合で、製品及び生産高により給与を支払う場合、毎月の保険料は本条の第1項に定めた規定に従って納付する。納付期間は毎月、3カ月、6カ月の一括納付のいずれかとする。

6. 労働傷病兵社会大臣は、本法第85条第5項及び第86条第5項の細則を定める。

第87条 任意加入社会保険に加入する労働者の保険料および納付方法

1. 本法第2条第4項に定める労働者は、労働者本人が選択した給与額の22%相当の保険料を退職年金、遺族基金に毎月納付する。社会保険料算出基礎となる給与額の最低額は農村の貧困世帯基準所得と同額となり、最高額は一般基本給与の20倍を超えてはならない。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

各期の社会経済発展状況及び国家予算に基づき、任意加入社会保険に加入する労働者に対し、保険料の補助額、補助金受給の対象者、補助実施期間等を決定する。

2. 労働者は以下のいずれかの納付期間を選ぶことができる。

- a) 毎月
- b) 3カ月に一回
- c) 6カ月に一回
- d) 12カ月に一回

d) 本条の規定に対して保険料を複数年一括払込みした場合は月々の保険料単価は安くなり、払込み年数が不足している場合、払込額が多くなる。

3. 政府は本条を具体的に定める。

第 88 条 強制加入社会保険料納付の一時停止

1. 退職年金、遺族基金の基金への納付の一時停止は、以下の通り定められる。

a) 雇用主が経営難で生産経営を一時的に停止する理由で、雇用主と労働者が社会保険料を納付することができなくなった場合、退職年金、遺族基金の基金への納付を一時的に停止することができるが、停止期間は 12 カ月を超えてはならない。

b) 本条第 a 号に定める納付の一時停止期限の終了時、雇用主と労働者は、社会保険料納付を再開すると共に、一時停止時の掛金を納付するが、その掛金は本法第 122 条第 3 項に従って納付遅延による利息は課されない。

2. 強制加入社会保険加入労働者が拘留された場合は、当該労働者と雇用主は社会保険料納付を一時的に停止することができる。ただし、その拘留の理由が管理当局により不正と確認された場合、拘留期間の保険料の掛金を納付しなければならない。その掛金は本法第 122 条第 3 項の定めに従って納付遅延による利息は課されない。

3. 政府は、本条及びその他の強制加入社会保険料納付停止に関して具体的に定める。

第 89 条 社会保険料納付の月給

1. 政府の給与制度の適用対象者である労働者の保険料算定のための月収は、当該労働者の等級又は階級及び役職手当、上限を超えた年功手当、勤務経験手当（あれば）を含むものとする。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

本法第2条第1項第i号に定めた労働者に対し、社会保険料算定のための月給は基本給与とする。

2. 雇用主が定める賃金制度の下で社会保険料を納付する労働者に対し、月々の社会保険料納付額は、労働に関する法律に則った給与及び各種手当を含むものとする。

2018年1月1日より、月々の社会保険料納付額は、労務に関する法令に則った給与、各種手当及びその他の追加手当全てを含むものとする。

3. 本条第1項、第2項に定める月収が基本給与の20倍を超えた場合、社会保険料納付のための月給は基本給与の20倍に相当するものとする。

4. 本法第122条第3項に定める場合を除き、政府は労働者及び雇用主に対する強制加入社会保険料の掛金の徴収、納付を具体的に定める。

第90条 社会保険管理費

1. 社会保険管理費は以下の業務を実施するために運用する。

a) 社会保険制度に関する政策、法律の啓蒙、宣伝。社会保険制度に関する専門知識及び業務実務の教育、訓練。

b) 社会保険制度の手続きの改善、管理体制の近代化および社会保険加入者、被保険者の増加に対する管理に運用する。

c) 社会保険料の徴収、給付金支給の実施、各級社会保険管理機関の活動に運用する。

2. 本条第1項に定める業務を実施するための予算は、社会保険基金の投資により生じた収益から支出される。

政府は、3年毎に国会常任委員会に社会保険管理費について定期的に報告する。

3. 政府首相は、本条第1項を具体的に定める。

第91条 投資原則

社会保険基金の投資は安全性、効率性及び資本回収を確保しなければならない。

第92条 投資形態

1. 国債の購入

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

2. ベトナム国家銀行の信用格付けの下で優良な商業銀行における預金、債券、手形、譲渡性預金証書の購入
3. 国家予算への融資
4. 政府は本条を具体的に定める。

第6章 社会保険の組織及び管理

第93条 社会保険機関

1. 社会保険機関は社会保険の制度、政策を担う政府機関であり、本法に従って、社会保険基金、健康保険基金及び失業基金の管理、運用、社会保険料、健康保険料、失業保険料の納付の監査を実施する。
2. 政府は社会保険機関の組織、役割及び権限を具体的に定める。

第94条 社会保険管理委員会

1. 社会保険管理委員会は、社会保険機関に対し指導、監査の実施、社会保険・健康保険・失業保険政策に関する顧問を担う責任を有する国家レベルで組織された機構である。
2. 社会保険管理委員会は、ベトナム労働総同盟、雇用者の代表組織、社会保険国家管理機関、健康保険の国家管理機関、ベトナム社会保険機関及びその他の関連機関の代表者から構成される。
3. 社会保険管理委員会の会長、副会長及び役員は政府首相により任命、解任、降格される。また、社会保険管理委員会の役員の任期は5年とする。
4. 政府は、社会保険管理委員会の運営体制、責任と運営経費についての細則を定める。

第95条 社会保険管理委員会の責任と権限

1. 社会保険、医療保険、失業保険制度の実施、社会保険、医療保険、失業保険基金の維持と成長に関する提案に基づいての社会保険業の発展戦略、長期発展計画、5ヵ年計画、年次計画を承認する。

社会保険機関に対し、承認された戦略、計画及び提案の実施状況を監視、確認する。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

2. 権限を有する政府の機関に対し、社会保険・医療保険・失業保険に関する政策・法律規定及び社会保険発展戦略の作成、修正、捕捉の提案、社会保険機関の組織及び社会保険・医療保険・失業保険基金の管理運営体制の健全化を指導する。
3. 社会保険機関からの提案に基づき、社会保険基金、医療保険基金、失業保険基金の投資形態及び投資構成を決定し、政府に対し責任を負う。
4. ベトナムの社会保険機関は、権限を有する機関に提出する前に、社会保険制度、健康保険制度、失業保険制度の実施状況、社会保険基金、健康保険基金、失業保険基金の管理及び運用に関する年次報告書を承認する。
5. ベトナムの社会保険機関が権限を有する機関に提出する前に、社会保険基金、健康保険基金、失業保険基金の収支の年間予測、それらの基金の管理経費等を確認し承認する。
6. 政府首相に対し、規定に従う責任、権限の実施とその活動の結果を毎年報告する。
7. 政府首相からの指示、その他の責任と権限を履行する。

第7章 社会保険実施の順序及び手続

第1節 社会保険加入の順序及び手続

第96条 社会保険手帳

1. 社会保険手帳は、保険料の納付、社会保険給付受給の状況を監視するために各労働者に発給され、本法に従って社会保険制度を構築するための基礎となる。
2. 社会保険手帳は、2020年に社会保険カードに代わる。
3. 政府は、電子取引による社会保険加入の順序、手続、処理方法などの細則を定める。

第97条 社会保険加入申請書類及び社会保険手帳の発行

1. 初回の社会保険加入の申請書類は以下の通り。
 - a) 社会保険加入労働者名簿を添付した雇用主の社会保険加入申請書
 - b) 労働者の社会保険加入申請書
2. 社会保険手帳を紛失または損傷した場合の再発給申請の書類は以下の通り。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

- a) 労働者からの社会保険手帳再発給の申請書
- b) 損傷した社会保険手帳

3. 政府は、本法第2条第1項第e号に定める労働者に対し、加入手続、加入申請書類、社会保険手帳の発給等について具体的に定める。

第98条 社会保険加入情報の更新

- 1. 社会保険加入情報に変更が生じた場合、雇用主はその変更を書面にて社会保険機関へ報告しなければならない。
- 2. 社会保険加入労働者の個人情報更新の申請書類は、以下の通り。
 - a) 個人情報変更の申請書
 - b) 発給済み社会保険手帳
 - c) 法律に従って管理当局から発給された個人情報変更に関する書類の謄本

第99条 社会保険加入の処理及び社会保険手帳の発給

- 1. 初回の社会保険加入申請に対する処理は以下の通り実施する。
 - a) 労働契約、雇用契約の締結日から30日以内に、雇用主は社会保険機関に対し、本法第97条第1項に定める書類を提出しなければならない。
 - b) 任意加入社会保険の加入労働者は、社会保険機関に対し本法第97条第1項第b号に定める書類を提出しなければならない。
- 2. 労働者は、社会保険機関に本法第97条第2項に従って社会保険手帳の再発給申請書類を提出する。
- 3. 社会保険機関は、以下の期限内に社会保険手帳を発給しなければならない。
 - a) 初回の社会保険加入者に対し、十分かつ不備のない書類の受理日から20日以内
 - b) 初回の任意加入社会保険加入者に対し、十分かつ不備のない書類の受理日から7日以内
 - c) 社会保険手帳の再発給の場合、十分かつ不備のない書類の受理日から15日以内、社会保険料納付期間の確認が複雑な場合は延長することができるが45日を超えてはな

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

らない。再発給を却下する場合は、その理由を明確に述べた書面にて回答しなければならない。

d) 加入労働者の個人情報変更の場合、規定に定める不備のない書類の受理日から起算して10日以内に社会保険機関は社会保険手帳を再発給しなければならない。却下の場合は、その理由を明確に述べた書面にて回答しなければならない。

4. 労働傷病兵社会大臣は、本法第2条第1項第b号に定める労働者に対し、社会保険加入の手順と手続、社会保険制度の処理に関する細則を定める。

第2節 社会保険制度解決の手順及び手続

第100条 疾病給付金受給の申請書類

1. 労働者又は労働者の子が入院治療を受けた場合は、退院証明書の謄本又はコピー。労働者又は労働者の子が外来治療を受けた場合、休職中の社会保険受給の証明書。
2. 労働者又は労働者の子が海外で診断、治療を受けた場合、本条第1項に定める書類は、海外の治療機関により発行された診断書・治療証明書のベトナム語翻訳。
3. 雇用主が作成した休職中の社会保険給付金受給労働者の名簿。
4. 保健省大臣は、社会保険給付金受給が可能となる休職証明書、退院証明書、及び本法第101条第1項第c号、第d号、第d号に定めるその他の書類の様式、発給の手順及び発給の権限に関して具体的に定める。

第101条 妊娠出産給付金受給の申請書類

1. 出産する女性の労働者に対し、出産給付金受給の申請書類は、以下の通り。
 - a) 子の出生届又は出生証明書の謄本
 - b) 乳児死亡の場合は死亡証明書の謄本。出産後の母親が死亡した場合は母親の死亡証明書の謄本
 - c) 医療施設からの出産後の母親が乳児の世話をするのに十分な健康状態がない旨の証明書
 - d) 死亡した乳児の出生証明書が発給されなかった場合、母親の医療記録又は退院証明書の謄本

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

d) 本法第 31 条第 3 項に定める妊娠中の女性労働者が胎児看護のための休暇を取得する場合は、権限を有する医療施設から胎児を保護するため休職する必要があることの証明書。

2. 出産前検診、流産、妊娠中絶、墮胎、死産もしくは異常がある胎児の中絶または本法第 37 条第 1 項に定める避妊措置を受ける女性労働者に対して、自宅療養の場合は休業期間中の社会保険給付金の受給が可能となる証明書、入院治療の場合は退院証明書の原本又は謄本。

3. 労働者が 6 カ月以下の子供と養子縁組する場合は、養子縁組の証明書が必要となる。

4. 男性労働者がその妻の出産時に休暇を取得する場合、子の出生届又は出生証明書の謄本が必要となる。手術出産、32 週未満の出産の場合は医療施設の証明書が必要となる。

5. 雇用主が作成する産休給付金受給労働者の名簿

第 102 条 疾病、出産給付金受給の処理

1. 労働者は、職場に復帰してから 45 日以内に、雇用主に対し本法第 100 条第 1 項と第 2 項、第 101 条第 1 項、第 2 項、第 3 項、第 4 項に定める書類を提出しなければならない。

出産、又は養子縁組をする前に退職した労働者は、社会保険機関に対し、本法第 101 条第 1 項、第 3 項に定める書類および社会保険手帳を提出しなければならない。

2. 雇用主は、労働者から十分かつ不備のない書類を受理してから 10 日以内に、本法第 100 条、第 101 条に定める書類を作成し、社会保険機関へ提出しなければならない。

3. 社会保険機関の責任は以下のとおり。

a) 社会保険機関は、労働者より規定に定める不備のない書類を受理してから 10 日以内に処理し、当該労働者に給付金を支給しなければならない。

b) 社会保険機関は、出産又は養子縁組をする前に退職した労働者から十分かつ不備のない書類を受理してから 10 日以内に処理し、当該労働者に給付金を支給しなければならない。

4. 社会保険機関は、処理しない場合、その理由を明確に述べた書面にて回答しなければならない。

第 103 条 疾病後、出産後の健康回復、リハビリ給付金受給の処理

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

1. 労働者が疾病後、出産後の健康回復、リハビリ給付金受給の条件を満たした日から10日以内に雇用主は当該労働者の名簿を作成し、社会保険機関へ提出しなければならない。
2. 社会保険機関は、十分かつ不備のない書類を受理した日から10日以内に処理を行い、当該労働者に給付金を支給しなければならない。処理しない場合、その理由を明確に述べた書面にて回答しなければならない。

第104条 労働災害給付金受給の申請書類

1. 社会保険手帳
2. 労働災害の調査議事録。ただし、交通事故が労働災害として認定された場合は交通事故の議事録又は現場調査記録及び交通事故現場の図を追加提出する必要がある。
3. 労働災害による治療を受けた後の退院証明書。
4. 医科委員会からの労働能力喪失率の認定書。

第105条 職業病給付金受給の申請書類

1. 社会保険手帳
2. 有害な要素のある環境の測定議事録。ただし、複数の労働者に対する測定議事録の場合は、各労働者の議事録の謄本が必要となる。
3. 職業病の治療を受けた後の退院証明書。但し、病院で治療を受けない場合は職業病の診断書が必要となる。
4. 医科委員会からの労働能力喪失率の認定書。
5. 職業病給付金受給の申請書。

第106条 労働災害給付金、職業病給付金の受給の処理

1. 雇用主は、社会保険機関に対し、本法第104条と第105条に定める書類を提出しなければならない。
2. 社会保険機関は、十分かつ不備のない書類を受理した日から15日以内に、労働災害給付金、職業病給付金受給制度を処理する責任を負う。処理しない場合は、その理由を明確に述べた文書にて回答しなければならない。

第107条 労働災害後、職業病後の健康回復、リハビリの給付金受給の処理

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

1. 雇用主は、労働災害給付金、職業病給付金を受給したが健康が回復していない労働者の名簿を作成し、社会保険機関へ提出しなければならない。
2. 社会保険機関は、十分かつ不備のない書類を受理した日から 15 日以内に、労働者に対し健康回復、リハビリの給付金の制度を処理し、雇用側へ送金しなければならない。処理しない場合は、その理由を明確に述べた文書にて回答しなければならない。
3. 雇用主は、社会保険機関から送金された給付金を入金日から 10 日以内に労働者に支給しなければならない。

第 108 条 退職年金受給の申請書類

1. 強制加入社会保険の加入者に対し、退職年金受給の申請書類は以下の通り。
 - a) 社会保険手帳
 - b) 退職年金を受けるため退職決定書又は退職年金を受けるため雇用契約終了の証明書
 - c) 本法第 55 条に定める年金受給者の場合は、医科委員会からの労働能力喪失率の認定書が必要となる。本法第 54 条に定めた労働者の場合は、労働災害による HIV/AIDS 感染証明書が必要となる。
2. 任意加入社会保険の加入者、懲役刑の受刑者を含む社会保険料納付期間を保留している者の退職年金受給の申請書類は以下の通り。
 - a) 社会保険手帳
 - b) 退職年金受給の申請書
 - c) 懲役刑受刑者の場合、退職年金受給制度の処理手続の実施及び年金受給の委任状
 - d) 違法出国の場合、帰国後の法的居住に関する権限を有する政府機関から発給された文書
 - d) 失跡者が戻ってきた場合に対し、失跡宣告書を取り消す裁判所の法的決定書

第 109 条 社会保険一時給付金受給の申請書類

1. 社会保険手帳
2. 労働者からの社会保険一時給付金受給の申請書

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

3. 外国へ移住する者に対し、管轄機関からのベトナム国籍離脱の確認証明書の謄本又は以下のいずれかの公証又はベトナム語翻訳公証の書類を追加提出する必要がある。

a) 外国から発給された旅券

b) 外国の管轄機関により発給された海外居住理由で入国を認めるビザ

c) 外国籍取得の途中で証明する証明書、外国の管轄機関により発給された有効期間5年以上の証明書又は常駐カード、在留カード

4. 本法第60条第1項第c号及び第77条第1項第c号に定めるケースに対しては医療記録の謄本が必要となる。

5. 本法第65条及び第77条第5項に定める労働者の場合の一時金受給の申請書類は本条第2項と第3項に従うものとする。

第110条 退職年金、社会保険一時給付金受給の処理

1. 雇用主は、労働者が退職年金を受給する日までの30日以内に、社会保険機関に対し、本法第108条第1項に定める書類を提出しなければならない。

2. 社会保険料納付期間の保留者又は任意加入社会保険の加入労働者は、年金受給日までの30日以内に、社会保険機関に対し、本法第108条第2項に定める書類を提出しなければならない。

3. 労働者は社会保険一時金の受給を望み、受給条件を満たす日までの30日以内に、社会保険機関に対し、本法第109条に定めた資料を提出しなければならない。

4. 社会保険機関は、年金受給者の十分かつ不備のない書類を受理した日から20日以内に、社会保険一時給付金給付の労働者の十分かつ不備のない書類を受理した日から10日以内に処理を行い、労働者に支給しなければならない。処理しない場合は、その理由を明確に述べた書面にて回答しなければならない。

第111条 遺族基金受給の申請書類

1. 社会保険料を納付している者および社会保険料納付機関を保留している者の遺族基金受給の申請書類は以下の通り。

a) 社会保険手帳

b) 死亡証明書、死亡通知書、又は法的効力を持つ裁判所からの死亡宣告書の謄本

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

c) 毎月の遺族基金の受給条件を満たし遺族一時金として受給を決める場合は、遺族の申請書及び親族全員の合意書

d) 労働災害調査議事録。ただし、交通事故が労働災害として確認された場合は、本法第 104 条第 2 項に定める交通事故の記録又は交通事故現場の検査議事録と現場の地図が必要となる。職業病により死亡した場合は、職業病の医療記録の謄本を追加提出する必要がある。

d) 親族が労働能力 81%以上喪失した場合、その親族の労働能力喪失の認定書が必要となる。

2. 退職年金、労働災害・職業病給付金を受給している者、又はそれらの給付金の受給を一時的に停止している者に対する遺族基金受給の申請書類は以下の通り。

a) 死亡証明書、死亡通知書、又は法的効力を持つ裁判所からの死亡宣告書の謄本

b) 毎月の遺族基金受給の条件を満たし、遺族一時金の受給を決める場合は、親族からの申請書及び親族全員の合意書

c) 親族が労働能力 81%以上喪失した場合、その親族の労働能力喪失の認定書。

第 112 条 遺族給付受給の解決

1. 社会保険料納付期間の保留者、任意加入社会保険の加入者、月々の退職年金の受給者、月々の労働災害・職業病給付金の受給者が死亡した日から 90 日以内に、その親族は、社会保険機関へ本法第 111 条に定める書類を提出しなければならない。

強制加入社会保険料を納付している労働者が死亡した日から 90 日以内に、その遺族は、雇用主へ本法第 111 条第 1 項に定める書類を提出しなければならない。

2. 雇用主は、労働者の親族から十分かつ不備のない書類を受理した日から 30 日以内に、社会保険機関へ本法第 111 条第 1 項に定める書類を提出しなければならない。

3. 社会保険機関は、十分かつ不備のない書類を受理した日から 15 日以内に処理し、労働者の親族に支給しなければならない。処理しない場合は、その理由を明確に述べた文書にて回答しなければならない。

第 113 条 違法出国した者が帰国し、合法居住する場合及び裁判所により失跡と宣告された者が戻って来た場合の年金・社会保険給付金受給継続の申請書類

1. 月々の年金・社会保険給付金の受給継続の申請書

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

2. 違法出国者が帰国し合法的に居住する場合、管轄機関から発給された合法的居住証明書。
3. 裁判所により宣告された失跡者が戻ってきた場合は、その失跡決定書を取り消す裁判所の法的な決定書。

第 114 条 違法出国した者が帰国し合法的に居住する場合及び裁判所により失跡宣告された者が戻って来た場合の年金・社会保険給付金の受給継続の処理

1. 労働者は、社会保険機関へ本法第 113 条に定める書類を提出する。
2. 社会保険機関は、十分かつ不備のない書類を受理した日から 15 日以内に処理しなければならない。処理しない場合は、その理由を明確に述べた文書にて回答しなければならない。

第 115 条 退職年金、社会保険給付金の受給場所の変更

月々の退職年金、社会保険給付金の受給者が国内で引っ越し、新しい居住地で社会保険制度を受けることを望む場合は、受給している居住地の社会保険機関へ場所変更の申請書を提出しなければならない。

社会保険機関は、その申請書を受理した日から 5 日以内に処理しなければならない。処理しない場合は、その理由を明確に述べた文書にて回答しなければならない。

第 116 条 規定の期限が切れたときの社会保険受給の処理

1. 本法第 102 条第 1 項、第 2 項、第 103 条第 1 項、第 110 条第 1 項、第 2 項、第 112 条第 1 項と第 2 項に定める期限が切れた場合は、書面にて説明しなければならない。
2. 社会保険給付金受給の対象となる労働者又はその親族の過失による場合を除き、関連書類提出と社会保険給付金受給に係る処理が期限に遅れ、受給者の法的権利及び利益に損害を与えた場合の賠償は、法律に従って実施されるものとする。

第 117 条 社会保険給付金を受給するための労働能力喪失等級の審査の書類及び手順

1. 社会保険給付金を受給するための労働能力喪失等級の審査の書類および手順は、保健省大臣が定める。
2. 労働能力喪失等級の審査は正確性、公開性、透明性を確保しなければならない。医科委員会は、法律に従って自己の審査結果に責任を負う。

第 8 章 社会保険制度に関する不服申立、告訴・告発及び違反処分

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

第 118 条 社会保険に関する不服申立

1. 労働者、退職年金の受給者、月々の社会保険給付金の受給者、社会保険料納付期間の保留者及びその他の者は、機関、組織、個人の決定、行為が社会保険に関する法律に違反し、自己の正当な権利、利益が侵害される根拠のあるときに、権限を有する機関、組織、個人に対し、その決定、行為の見直しを要求することができる。
2. 雇用主は、機関、組織、個人の決定、行為が社会保険に関する法律に違反し、自己の正当な権利、利益が侵害される根拠のあるときに、権限を有する機関、組織、個人に対し、その決定・行為の見直しを要求することができる。

第 119 条 社会保険に関する不服申立に対する解決手順

1. 社会保険に関する決定および行政行為に対する不服申立の解決は、不服申立に関する法律の規定に基づき行われる。
2. 社会保険に関する決定、行政行為に対する不服申立への解決が本条第 1 項の定めにかたがたしないとき、不服申立者は以下の 2 つの方法のいずれかを選ぶことができる。

a) 決定を出した機関、個人又は違反行為を行った機関、個人に対し初回の不服申立を行う。不服を申し立てられた機関、個人が存在しない場合、郡レベルの国家による社会保険管理機関が解決する責任を負う。

b) 法律に従って裁判所に提訴する。

3. 本条第 2 項第 a 号に定める不服申立者は、初回の不服申立の審査に納得できない、もしくは審査しないまま期限が経過した場合、裁判所に行政事案の提訴をするか、もしくは国家の省レベルの社会保険管理機関へ不服申立を行う。

不服申立者が、国家の省レベルの社会保険管理機関の不服申立の審査に納得できない、もしくは審査しないまま期限が経過した場合、裁判所に行政事案の提訴をすることができる。

4. 不服申立の期限、不服申立の解決は不服申立に関する法律の規定に準じる。

第 120 条 社会保険に関する告訴・告発及び告訴の解決

社会保険に関する法律の違反行為に対する告訴・告発及び告訴の解決は、告訴告発に関する法律に準じる。

第 121 条 社会保険、医療保険、失業保険に関する行政違反処分の権限、罰金及び回復措置

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

1. 社会保険機関の権限は以下の通り。

a) ベトナム社会保険の最高責任者は、行政違反処分法第 46 条第 4 項に定める権限を有する。

b) 省レベルの社会保険機関の最高責任者は、行政違反処分法第 46 条第 2 項に定める権限を有する。

c) ベトナム社会保険の最高責任者により設立された専門監査団体の団長は、行政違反処分法第 46 条第 3 項に定める権限を有する。

2. 本条第 1 項に定めた行政違反処分の権限を有する者は、副責任者に対し、行政違反の処分を委任することができる。

3. 社会保険、健康保険、失業保険に関する罰金、処罰の金額および処罰形態、結果回復措置、行政違反処分の手続及び行政違反処分に関するその他の規定は、行政違反行為処罰法及びその他の関連法律に準じる。

第 122 条 社会保険に関する違反行為の処分

1. 本法に違反する行為を行う機関、組織は、違反の性質、程度に応じて行政違反処分を受ける。また、損害を与えた場合は、法令に従って賠償しなければならない。

2. 本法違反行為を行った個人は、違反の性質、程度に応じて行政違反処分もしくは懲戒処分を受けるものとする。刑事責任が追及される場合もある。また、損害を与えた場合は、法令に従って賠償しなければならない。

3. 本法第 17 条第 1 項、第 2 項、第 3 項の定めに対する違反行為を 30 日以上行った雇用主は、未払い保険料の納付、法律に従った処分を受けるほか、未払い保険料及び未払い期間に対する前年の社会保険基金投資の平均利率の 2 倍相当の利息を納付しなければならない。当該事項が履行されない場合、権限者の命令により、銀行、その他の信用機関、国庫が雇用主の預金口座から未払い保険料及びその分の利息相当金額を引き落とし、社会保険機関の口座へ納付されるものとする。

第 9 条 施行条項

第 123 条 移行規定

1. 本法規定は、本法の発効日以前に社会保険へ加入した者に適用される。

2. 1994 年 1 月 1 日以前に退職年金を受給している者、本法の施行前に退職年金の受給者、労働能力喪失給付金の受給者、労働災害・職業病給付金の受給者、遺族基金の受

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

給者、退職した市区町村の幹部向けの給付金の受給者、給付金の受給者及び法律違反で社会保険給付金受給の一時停止処分を受けている者に対する制度は、以前の規定が適用されるが、給付金の金額は調整される。

3. 地域手当を含む社会保険料を納付した労働者は、退職年金、一時給付金及び遺族基金のほか、地域手当一時金が支給される。退職年金の受給者、労働能力喪失給付金の受給者、労働災害・職業病給付金の受給者が、地域手当のある居住地にて月々の地域手当を受けている場合、受給を継続することができる。

4. 在外国のベトナム代表機関における外交官とその配偶者は、退職年金及び遺族基金を含む強制加入社会保険へ加入しなければならない。本法の施行前に保健省が公布した長期治療を必要とする疾病に罹ったことで退職し疾病給付金を受けている労働者は、政府の規定に従うものとする。

5. 本法の施行前に、退職年金、労働能力喪失給付金、月々の労働災害・職業病給付金の受給者が死亡した場合は、本法に定める遺族基金に関する規定が適用される。

6. 1995年1月1日以前に国営企業・機関で働いていた労働者で、退職金又は一時給付金、徴兵義務終了などの手当の受給条件を満たしたものの支給されていない場合、その期間は社会保険料納付期間として認められる。社会保険給付金を受給するための1995年1月1日以前の労働期間の確定は、役員、公務員、労働者、兵士及び人民警察官に対する社会保険給付金を受給するための1995年1月1日以前の労働期間算出に関する旧法律に従って継続される。

7. 1995年1月1日以前の退職年金、社会保険給付金を受ける本条の労働者に対し、年金、社会保険給付金を十分に支給するために、政府は毎年国家予算から社会保険基金へ補助金として一部の金額を納入する。

8. 本法の施行前に社会保険給付金受給の条件を満たして受給している労働者の場合、社会保険法 71/2006/QH11 号の規定は継続される。

9. 退職年金、社会保険給付金、毎月の特別手当を受けている労働者は、別途の労働契約を締結している場合において、強制加入社会保険の加入対象に属さない。

10. 政府は、本条を具体的に定める。

第 124 条 施行の効力

1. 本法は、2016年1月1日より発効する。ただし本法第2条第1項第b号及び第2項の定めは、2018年1月1日より発効するものとする、

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

2. 社会保険法第 71/2006/QH11 号は、本法の発効日から失効するものとする。

第 125 条 細則

政府及び管轄機関は、本法に従って各担当条項を具体的に定める。

本法は、2014 年 11 月 20 日付ベトナム社会主義共和国の第 13 回国会会議第 8 回期において承認された。

国会会長

(サイン済み)

グエン・シン・フン